

近畿身体障がい者水泳連盟 臨時総会（書面議決）

結果報告について

第1号議案. 「2020年度事業計画（案）」の件

<経緯>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、宿泊（相部屋）や食事（場所の確保）が困難となり断念せざるを得ない状況となった。代替案として宿泊を伴わない「強化練習会」を2020年3月27日（土）の一日のみの実施で決議された。

※令和3年3月28日（日）の開催に関しては、施設側と参加者の時間の調整が困難なことから開催を断念し一日の練習会とする。

[変更前]

- 「選手普及合宿」 ①日程 2020年3月27日（土）、28日（日）
②内容 基本は一泊二日の合宿

[変更後]

- 「選手強化練習会」 ①日程 2020年度3月27日（土）
②内容 一日（午前・午後）の練習会を実施する。

第2号議案. 「近畿身体障がい者水泳連盟規約」の件

<経緯>

一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟より「すでに法人化して一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟と法人化していない近畿身体障がい者水泳連盟では、規約に齟齬が生じているので改定する必要がある。」との指摘があり下記の通り改定した。

具体的な改定箇所としては、次の3箇所である。

<改定箇所 ⇒ 近畿身体障がい者水泳連盟規約より下記の（1）～（3）の3箇所>

（1）第3条

[改定前]

本会は、（一社）日本身体障がい者水泳連盟の地方組織とし、近畿地区の…（以下省略）

[改定後]

本会は、近畿地区の…（以下省略）

(2) 第4条

[改定前]

本会は、第3条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. (一社)日本身体障がい者水泳連盟の目的に即した事業

[改定後]

本会は、第3条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. 本会の目的に即した事業

(3) 附則

※日本身体障がい者水泳連盟が法人化したことに伴い、下記の通り附則の変更も伴う。

[改定前]

本会則は、平成4年4月1日より施行する。

本会則は、平成9年4月1日より施行する。

本会則は、平成16年4月1日より施行する。

本会則は、平成22年4月1日より施行する。

本会則は、平成28年4月1日より施行する。

[改定後]

本会則は、平成4年4月1日より施行する。

本会則は、平成9年4月1日より施行する。

本会則は、平成16年4月1日より施行する。

本会則は、平成22年4月1日より施行する。

本会則は、平成25年4月1日より施行する。(追記分)

本会則は、平成28年4月1日より施行する。

本会則は、令和3年1月1日より施行する。

以 上